

○ 政策目標 5－1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

1. 政策目標の内容

関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案しながら関税率の設定・関税制度の改善等に努めます。

2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 政5-1-1:適切な関税改正の実施

- (1) 関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関する記載を求めました。平成28年度関税改正要望として、農林水産省、経済産業省及び財務省より暫定税率等の適用期限の延長が、文部科学省より義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置が、経済産業省より不正競争防止法上輸出入が禁止される営業秘密侵害品の輸出入してはならない貨物への追加に関する要望が提出され、当該要望の精査に当たっては、関係府省の政策評価結果を活用しました。また、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取しました。
- (2) 関税・外国為替等審議会において、平成27年10月から計5回にわたり検討が重ねられ、同年12月16日、平成28年度における関税率及び関税制度の改正に係る答申が取りまとめられました。
- (3) 本答申を踏まえて策定した関税改正案を「平成28年度税制改正の大綱」に盛り込みました。
- (4) これらを踏まえて作成した関税税率法等の一部を改正する法律案を、平成28年2月9日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月29日に成立、同年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。
主な平成28年度関税改正の背景及び概要は以下の通りです。

イ 適切な関税率の設定

内外の経済情勢の変化等への対応

国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえ、個別品目の関税率の設定等を行いました。

【改正概要】

暫定税率等の適用期限の延長等

平成28年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（431品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を1年延長しました。

個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、学校教育法に定める義務教育学校を追加するとともに、バイオE T B E製造用バイオエタノールについて暫定税率を設定し無税としました。

関税率表の品目分類に関する調整

平成29年1月1日から適用される、H S条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の改正に伴い、関税率表の改訂を行いました。

□ 関税制度の改善

(i) 税関における水際取締りの強化（営業秘密侵害品の輸出入してはならない貨物への追加）

平成27年7月に成立した改正不正競争防止法により、営業秘密の不正使用により生じた物（営業秘密不正使用物品）であることを知っている者が当該物品を輸出入する行為が、不正競争行為として規制対象となったことを踏まえ、不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を、関税法上の「輸出入してはならない貨物」に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際取締りの対象とすることとしました。

(ii) 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、関税・外国為替等審議会における議論を経て、輸出入しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、A E O事業者のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能としました。

これに伴い、通関業者の業務を各税關の管轄区域内に制限する規定を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行いました。

(iii) 納税環境の整備

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ、郵便又は信書便により納税申告書等が提出された場合の発信主義の適用に係る規定、延滞税の免除及び計算日数の見直しに係る規定、加算税制度の見直しに係る規定を整備するほか、行政不服審査法の改正を踏まえ、関税等不服審査会への諮問事項を追加しました。

【改正概要】

郵便等による納税申告書等の提出時期に係る規定の新設

輸入(納税)申告書、特例申告書、修正申告書、更正請求書、納期限延長申請書及び払戻し・還付申請書等並びにこれらの書類に添付することとされている書類が、郵便又は信書便により提出された場合には、国税通則法と同様に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日等にその提出がされたものとみ

なす旨を関税法に規定しました。

延滞税の免除に係る規定の新設及び計算期間の見直し

国税通則法における国税の延滞税の免除に係る規定のうち、関税について生じ得る事由に係る規定について、関税法に規定するとともに、国税に係る延滞税の計算期間の見直しにあわせて、関税に係る延滞税の計算期間についても同様の見直しを行いました。

加算税制度の見直し

①新たな過少申告加算税及び無申告加算税の制度（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（5%）又は無申告加算税（10%）の対象とする制度）の導入、②過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が、再びこれらの加算税が課される場合には、これらの加算税について10%の割合を加重する措置の導入及び③加算税を課さない場合の取扱いを法令上明確化するための規定の整備を行いました。

関税等不服審査会に諮問する事項の追加等

行政不服審査法の改正を踏まえ、関税法第91条各号に掲げる処分以外の税関長の処分に係る審査請求について、関税等不服審査会に諮問しなければならない事項に追加することとしました。

○ 政5-1-2:特殊関税制度の適正な運用

特殊関税制度は、特別な事情がある場合に通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度で、WTO（用語集参照）協定上の利益を守り、その目的を達成するための「報復関税」、不当廉売された輸入貨物に対する「不当廉売関税」（用語集参照）、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対する「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対応するための「緊急関税」があります。

平成27年度における特殊関税の課税の状況等は以下のとおりとなっています。

(1) 中国産トルエンジソシアナートに対する不当廉売関税

平成25年12月17日に本邦産業から財務大臣に対し、中国産トルエンジソシアナート（主に自動車座席等に使用されるポリウレタンフォームの原料として使用）に対する不当廉売関税の課税申請書が提出されました。当該申請について、WTO協定及び国内関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、平成26年2月14日、不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました。調査においては、WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、中国の供給者等に対する質問状の送付等による客観的な証拠の収集等を行い、当該証拠に基づき検討した結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたため、平成26年12月25日から平成27年4月24日までを課税期間として、暫定的な不当廉売関税を課すこととした。さらに継続した調査の結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があ

ると認められることから、平成27年4月25日から5年間の不当廉売関税を課すこととしました。

(2) 水酸化カリウムに対する不当廉売関税

平成27年4月3日に本邦産業から財務大臣に対し、韓国及び中国産の水酸化カリウム（化学肥料の原料、液体石鹼や洗剤の原料、炭酸カリウム等のカリ塩類の原料、アルカリ電池の電解液等、幅広い用途に利用）に対する不当廉売関税の課税申請書が提出されました。当該申請について、WTO協定及び国内関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、平成27年5月26日、不当廉売関税の課税に関する調査を開始し、平成28年3月25日、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての仮の決定を行いました。本件については、同年3月28日、関税・外国為替等審議会へ暫定的な不当廉売関税を課する内容の諮問を行い、同日、諮問のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適当であるとの答申を得ました。